

J R 東海労幹関西地「申」第1号
2 0 2 1 年 7 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」に関する申し入れ

5月25日、淀川労基署から会社に対し「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」に関する聴き取り調査が実施された。

今回の聴き取り調査に対し、どの様な対応がなされたのか労働組合に明らかにすべきであると考えます。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

記

1. 5月25日、淀川労基署は、会社に対して「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」について聴き取り調査をしたとのことである。その詳細を明らかにすること。
2. 淀川労基署が、会社に対して職場に立ち入り乗務員対象とした調査を申し出たが、会社は立ち入り調査を拒否したとのことである。その理由を明らかにすること。
3. 淀川労基署が乗務員に対して、規程類の訂正について調査しているが、対象者及び調査内容を明らかにすること。

以上